

私は、宮城県内で禁煙推進活動を続けているNPO法人「禁煙みやぎ」の代表をしています。仙台市議会棟喫煙室存続の方針が11月に決まったと知り、受動喫煙防止の観点から大変残念に思います。

たばこを吸う人がかかりやすい病気として、がん、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、心筋梗塞や脳卒中があります。これらの病気には受動喫煙を受けた人もかかることが明らかになっています。そこで、世界保健機関(WHO)は「たばこ規制枠組み条約」をつくり、批准国が40カ国となった2005年2月27日に発効しました。

日本は17番目に批准したにもかかわらず、条約を守っていませんでした。条約は「受動喫煙防止のために国は法律を作り、国民を受動喫煙から守らなければならぬ」としています。ガイドラインには、受動喫煙は喫煙室や空気清浄機などの工学的な方法では防止できず、屋内の100%完全禁煙によるしか方法はないと明記しています。多くの国はこれを守り、10年2月までに法律をつくって屋内禁煙実施に踏み切りました。

日本はこれに遅れること約10年、東京五輪開催もあり、ようやく改正健康増進法を制定し、受動喫煙対策を始めたところです。

◆ ◆  
喫煙室を造っても部屋の出入りだけでこの煙は必ず漏れます。たばこの煙は微粒子PM2.5であ

## 論 持 時 論

医師、NPO法人  
「禁煙みやぎ」理事長

山本 蒔子

( 仙台市青葉区)

# 撤去し完全禁煙実施を

## 仙台の議会棟喫煙室

り、測定で分かります。また、喫煙者の呼吸から約30分間たばこの有害物質が排出されます。さらに喫煙室の壁、床やソファなどにはたばこの煙の有害物質が付着、空气中に揮発し浮遊します。これを残留たばこ煙と言います。喫煙室の清掃をする時には、残留たばこ煙による受動喫煙が起ります。

改正健康増進法施行により、第一種施設である学校や病院などは、今年7月から敷地内禁煙が実施されています。議会棟や裁判所は第二種施設ですが、全国の裁判所は敷地内禁煙を決定しました。法を守る立場として当然です。

◆ ◆  
20の政令指定都市の議会棟は、仙台など4市を除く8割が屋内か敷地内禁煙を決めています。東北地方の主な市議会棟では、青森、八戸、盛岡、福島、郡山、いわきは敷地内禁煙、秋田と山形は屋内禁煙です。宮城県内の仙台を除いた13の全ての市議会棟は屋内禁煙を実施し、そのうち3市は敷地内禁煙です。素晴らしいですね。

◆ ◆  
こうした中、東北の指導的立場にある仙台市が議会棟の喫煙室を存続させることは、許されないと考えます。市民の健康を守る立場にある方々が、このような決定をしてはいけません。喫煙室が存続すれば、たばこを吸わない議員、仕事で議会棟に入る市職員、議会傍聴に訪れる市民が受動喫煙の害を受けます。仙台市議会棟の喫煙室を撤去して全面禁煙を実施し、きれいな空気にしてください。

最後に、たばこを吸っている議員の方には禁煙治療をお勧めします。私は複数の医療機関で禁煙外来を担当しています。どんなに長くたばこを吸っていても、治療を受けて多くの方が禁煙に成功しています。